

## 議案第174号

渋川市青少年センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市青少年センター条例の一部を改正する条例

渋川市青少年センター条例（平成18年渋川市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に、「前条の目的達成」を「青少年の健全育成及び非行防止のため」に改め、同号を同条第3号とする。

第7条第3項中「2年」を「1年」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

青少年センター指導員が会計年度任用職員へ移行することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市青少年センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事業） 第2条 青少年センターは、次の事業を行う。</p> <p><u>（1）</u> 青少年補導 <u>（2）</u> 青少年相談 <u>（3）</u> 前2号に掲げるもののほか、<u>青少年の健全育成及び非行防止のために必要な事業</u></p> <p>（指導員） 第7条 （略） 2 （略） 3 指導員の任期は、<u>1年</u>とし、再任を妨げない。 4 （略）</p>	<p>（事業） 第2条 青少年センターは、次の事業を行う。</p> <p><u>（1）</u> <u>青少年健全育成</u> <u>（2）</u> 青少年補導 <u>（3）</u> 青少年相談 <u>（4）</u> 前3号に掲げるもののほか、<u>前条の目的達成</u> <u>に</u>必要な事業</p> <p>（指導員） 第7条 （略） 2 （略） 3 指導員の任期は、<u>2年</u>とし、再任を妨げない。 4 （略）</p>